（証券コード：5542）
平成30年３月９日

株　主　各　位

埼玉県川越市新宿町５丁目13番地１
新　報　国　製　鉄　株　式　会　社
代表取締役社長　成　瀬　　正

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年３月27日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成30年３月28日（水曜日）午前10時00分
2. **場　　所**　埼玉県川越市新宿町５丁目13番地61
　住宅展示場「川越ハウジングステージ」
　インフォメーションセンター
3. **会議の目的事項**
　報告事項　第85期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
　決議事項
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）２名選任の件
　第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
　第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件
4. **その他の招集の決定事項**
　代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有する他の株主に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。

以　上

１．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
２．事業報告、計算書類並びに株主総会参考書類記載事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.shst.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

（添付書類）

第 85 期 事 業 報 告

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過

当事業年度におけるわが国の経済は、国内においては、公共投資、民間設備投資の増加と個人消費の緩やかな回復、海外においては、米国、ヨーロッパの先進国をはじめ中国、アジア経済の堅調により、順調な回復を示しました。

このような経済環境の下で、当社業績は、前期後半から当期第１四半期までの低調から脱し、第２四半期以降、急速に回復しました。シームレスパイプ用工具は依然として低調でしたが、主力製品である低熱膨張合金の半導体製造装置・ＦＰＤ（液晶・有機ＥＬ）製造装置関連の出荷が第２四半期以降、期末に向け右肩上がりで増加しましたことにより、売上高、営業利益、経常利益、純利益とも当初予想を上回りました。

この結果、当事業年度における売上高は5,488百万円（前期比2.3％減）となりました。営業利益は810百万円（前期比50.8％増）、経常利益は845百万円（前期比44.3％増）、当期純利益は株式会社新報国製鉄三重の吸収合併に伴う特別利益「抱合せ株式消滅差益」596百万円の計上により1,212百万円（前期比150.5％増）となりました。

セグメントの業績は次の通りです。

特殊合金事業は上述の通り、低熱膨張合金が第２四半期以降好調に推移したことにより売上高は5,331百万円、営業利益は686百万円となりました。

不動産賃貸事業は、ほぼ前期並みに推移し、売上高は157百万円、営業利益は124百万円となりました。

次期の見通しにつきましては、低熱膨張合金における半導体製造装置・ＦＰＤ（液晶・有機ＥＬ）製造装置関連の好調継続と、各種ウエハ用精密研磨定盤の増加が見込まれます。また、シームレスパイプ用工具は、回復は見込めず当期と同程度と考えられます。その結果、次期の売上高は当期比増収の6,800百万円程度と予想され、営業利益は1,070百万円、経常利益は1,100百万円、当期純利益は760百万円程度となる見込みです。当期純利益が当期比減益となりますのは、「抱合

せ株式消滅差益」といった特殊要因が解消することによります。
なお、平成30年2月6日に適時開示しました「東海旅客鉄道株式会社殿における在来線特急用気動車台車部品の亀裂について」（詳細は当社ＵＲＬ https://www.shst.co.jp/irinfo/pressをご参照）に係わる当社業績に与える影響は、現時点では不明ですが、重大な影響を及ぼすには至らないと考えております。
従って、次期の業績予想に本件の影響は見込んでおりません。

※業績見通しは、本資料発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は今後様々な要因によって予想値と異なる場合があります。

配当につきましては、極めて不安定な経済情勢の中にあって、中小企業である当社は、大企業とは違いどのような危機が来ても潰れない二重三重の安全装置を備えた財務基盤の確立の上に、将来に備えた生産設備の投資、他社の追随を許さない製品開発のための研究投資、さらには人材育成の投資を積極的に進め、高収益な質の高い企業として持続的成長を目指しつつ、当該事業年度の業績と次期以降の見通しを勘案し安定的に株主の皆様に報いる配当を決定していくことを基本方針としております。
当期につきましては、予定通り１株当り年普通配当20円とし、既に中間配当10円を実施しましたので期末配当を10円といたします。次期の配当につきましては、１株当り年普通配当30円とし、中間配当15円、期末配当15円を予定しております。

(2) 販売実績

セグメントの名称	金　額(千円)	構成比(%)	前期比(%)
特殊合金事業	5,331,157	97.1	97.6
不動産賃貸事業	157,128	2.9	100.0
計	5,488,284	100.0	97.7

(3) 財産及び損益の状況

科目＼期別	第82期 (平成26年度)	第83期 (平成27年度)	第84期 (平成28年度)	第85期(当期) (平成29年度)
	千円	千円	千円	千円
売上高	3,902,836	4,941,248	5,616,825	5,488,284
当期純利益	296,645	507,762	483,775	1,211,817
1株当たり当期純利益	89円60銭	153円37銭	146円13銭	365円80銭
純資産額	1,215,352	1,703,391	2,131,786	3,366,165

(4) 設備投資等の状況

当期中において重要な設備投資はありません。

(5) 資金調達の状況

当期中において特記すべき事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主な事業内容

① 半導体及びＦＰＤ製造装置用部品等の製造及び販売
② シームレス鋼管製造用工具の製造及び販売
③ 鍛圧加工（鍛造・圧延・伸線）
④ 不動産の賃貸

(8) 事業所

本社　　埼玉県川越市新宿町５丁目13番地１
三重工場　　三重県三重郡川越町大字高松字中島835−１

(9) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社埼玉りそな銀行	1,200,000千円

(10) 従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
98名 (51名増)	37才11ヶ月	11年10ヶ月

(注) 1．(　) は前期末比増減であります。
2．上記従業員数には臨時従業員10名を含んでおります。
3．従業員数の増加の主な理由は、当社子会社である㈱新報国製鉄三重を吸収合併したこと等によるものであります。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数　　3,339,536株(自己株式170,464株を除く)

(2) 株主数　　2,206名

(3) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
新日鐵住金株式会社	509千株	15.2%
株式会社湊組	270千株	8.1%
石田龍山	165千株	4.9%
株式会社埼玉りそな銀行	157千株	4.7%
株式会社山本本店	107千株	3.2%
日東紡績株式会社	100千株	3.0%
岩井コスモ証券株式会社	75千株	2.2%
MSIP CLIENT SECURITIES	65千株	1.9%
清水長助	52千株	1.5%
松井証券株式会社	48千株	1.4%

(注) 持株比率は、自己株式(170,464株)を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	成瀬正	社長執行役員
取締役	長谷川潔	執行役員
取締役(監査等委員)	森善男	
取締役(監査等委員)	笹本昌克	㈱湊組 代表取締役社長
取締役(監査等委員)	篠宮雅明	公認会計士
取締役(監査等委員)	丸茂隆	税理士

（注）１．取締役笹本昌克、篠宮雅明、丸茂隆は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査等委員篠宮雅明は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
３．監査等委員丸茂隆は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
４．監査等委員笹本昌克、篠宮雅明、丸茂隆は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
５．平成29年３月29日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、取締役戸崎泰之氏は退任いたしました。
６．当社は、以下の理由により、常勤の監査等委員を選定しておりません。
①監査等委員の４名中３名が社外取締役であり、かつ、独立役員として届出しており、社外取締役としての独立性を重視していること。
②取締役との活発な意見交換、内部監査部門を中心とした補助部門との連携ができていること。
③必要に応じて監査等委員が取締役会以外の重要な会議に出席できる体制ができていること。

(2) 取締役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	支　給　額	摘　　要
取締役(監査等委員を除く)	3名	49,170千円	
（内　社外取締役）	（1名）	（600千円）	
取締役（監査等委員）	4名	17,100千円	
（内　社外取締役）	（3名）	（11,500千円）	
合　　計	7名	66,270千円	

（注）１.平成28年３月29日開催の第83回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額を年額１億５千万円以内（社外取締役２千万円以内)、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額５千万円以内と決議いただいております。
２.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
３.上記の支給人数には、平成29年３月29日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

(3) 当期における社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	笹本　昌克	当事業年度開催の取締役会15回のうち12回、監査等委員会6回のうち5回に出席し、必要に応じ、企業経営者としての専門的見地からの発言を行っております。
社外取締役	篠宮　雅明	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回、監査等委員会6回のうち6回に出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外取締役	丸茂　隆	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回、監査等委員会6回のうち6回に出席し、必要に応じ、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外取締役でない非業務執行取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第423条第１項の責任につき、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,500千円

（注）１．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないためこれらの合計額を記載しております。
２．監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、同上の規定に従い、監査等委員全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員長は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

① 処分対象者
新日本有限責任監査法人

② 処分内容
平成28年１月１日から平成28年３月31日までの３か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③ 処分理由
ア 社員の過失による虚偽証明
イ 監査法人の運営が著しく不当

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規定を定め周知徹底する。また、社長直轄の監査室は、各部署における業務遂行状況を監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書・情報については、社内規定に基づき保存・管理を行っており、取締役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

監査室及び各部門においてリスクを把握しその対応策の検討を行い、その結果を取締役会へ報告する。また、監査室は、リスク項目について定期的に点検・管理する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、月１回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督している。

(5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査室員を監査等委員を補助すべき使用人として指名することができる。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指定された使用人への指揮権は監査等委員会に移行されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項の発生または発生するおそれがあるときは直ちに監査等委員会に報告する。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、業務執行状況を把握するため取締役会に参加し、必要に応じて説明を求めることができる。また、監査等委員と会計監査人との意見や情報の交換を行うための体制も整備する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断することを基本方針とする。また、必要に応じて警察・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的且つ速やかに対応する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効且つ適切な提出に向け、内部統制システム構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役会において、当社経営に関する重要事項を決定する際には、法令・定款への適合性及び業務の適正を確保する視点から審議を行っております。

また、監査等委員は、取締役会及び社内の重要会議に出席し必要な意見を表明しているほか、会計監査人及び監査室と適宜情報交換を行っており、内部統制システムの運用状況について監視、検証を行っております。

貸　借　対　照　表

（平成29年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**4,447,681**	**流動負債**	**1,641,158**
現金及び預金	777,685	買掛金	370,359
受取手形	216,996	短期借入金	760,000
売掛金	571,085	一年以内償還予定社債	200,000
電子記録債権	343,876	リース債務	2,241
製品	203,823	未払金	84,521
原材料	185,850	未払費用	305
仕掛品	1,009,048	未払法人税等	130,648
前払費用	26,622	未払事業所税	1,734
未収入金	1,079,735	未払消費税等	5,529
繰延税金資産	21,345	前受金	9,330
その他	11,837	預り金	28,315
貸倒引当金	△221	前受収益	15,876
		賞与引当金	32,300
固定資産	**1,730,795**		
有形固定資産	**1,487,744**	**固定負債**	**1,171,153**
建物	377,568	長期借入金	795,000
構築物	106,644	リース債務	1,523
機械及び装置	328,828	退職給付引当金	207,518
車両運搬具	9,157	長期未払金	14,419
工具、器具及び備品	52,083	長期預り保証金	152,694
土地	532,545		
リース資産	2,712	**負債合計**	**2,812,311**
建設仮勘定	78,207		
		（純資産の部）	
無形固定資産	**23,251**	**株主資本**	**3,304,432**
ソフトウェア	22,440	**資本金**	**175,500**
電話加入権	183	**資本剰余金**	**190,309**
リース資産	628	資本準備金	133,432
		その他資本剰余金	56,876
投資その他の資産	**219,800**	**利益剰余金**	**2,997,391**
投資有価証券	135,720	利益準備金	43,875
長期前払費用	42,724	その他利益剰余金	2,953,516
繰延税金資産	39,796	繰越利益剰余金	2,953,516
その他	1,561	**自己株式**	**△58,767**
		評価・換算差額等	**61,733**
		その他有価証券評価差額金	**61,733**
		純資産合計	**3,366,165**
資産合計	**6,178,476**	**負債・純資産合計**	**6,178,476**

損　益　計　算　書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		5,488,284
売上原価		3,984,509
売上総利益		1,503,775
販売費及び一般管理費		694,045
営業利益		809,730
営業外収益		
受取利息	21	
受取配当金	2,756	
原材料売却益	10,468	
たな卸差益	16,040	
雑収入	12,826	42,112
営業外費用		
支払利息	4,480	
社債利息	1,054	
固定資産除却損	1,080	
雑支出	434	7,049
経常利益		844,793
特別利益		
固定資産売却益	3,000	
抱合せ株式消滅差益	595,515	598,515
税引前当期純利益		1,443,308
法人税、住民税及び事業税	214,022	
法人税等調整額	17,469	231,491
当期純利益		1,211,817

株主資本等変動計算書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金
					繰越利益剰余金
当期首残高	175,500	133,432	－	43,875	1,807,910
当期変動額					
剰余金の配当					△66,211
当期純利益					1,211,817
自己株式の処分			56,876		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	56,876	－	1,145,606
当期末残高	175,500	133,432	56,876	43,875	2,953,516

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△68,765	2,091,953	39,833	39,833	2,131,786
当期変動額					
剰余金の配当		△66,211			△66,211
当期純利益		1,211,817			1,211,817
自己株式の処分	9,998	66,874			66,874
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			21,900	21,900	21,900
当期変動額合計	9,998	1,212,480	21,900	21,900	1,234,380
当期末残高	△58,767	3,304,432	61,733	61,733	3,366,165

個 別 注 記 表

記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）　定率法

但し、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８～45年
構築物	７～45年
機械及び装置	２～22年
車両運搬具	２～６年
工具、器具及び備品	２～10年

無形固定資産（リース資産を除く）　定額法

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

4. 繰延資産の処理方法
社債発行費
支出時全額費用処理
5. 引当金の計上基準
貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金　従業員に対して支給する賞与にあてるため、過去の支給実績を勘案し、当期の負担すべき見積額を計上しております。
退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生している額（簡便法）を計上しております。
6. 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（追加情報）
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

（貸借対照表に関する注記）
1. 有形固定資産の減価償却累計額　1,457,232千円
2. 決算期末日満期手形の会計処理については、当事業年度末日は金融機関の休業日でありましたが満期日決済が行われたものとして処理しております。当事業年度末日満期手形は次のとおりであります。
受取手形　14,059千円

（損益計算書に関する注記）
該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1.　発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式（株）	3,510,000	－	－	3,510,000

2.　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式（株）	199,464	－	29,000	170,464

（注）当期減少株式数29,000株は、平成29年12月８日に実施した譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分を行ったことによるものです。

3.　当期中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年3月29日定時株主総会	普通株式	33,105千円	10円	平成28年12月31日	平成29年3月30日
平成29年8月9日取締役会	普通株式	33,105千円	10円	平成29年6月30日	平成29年9月1日

4.　当期の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年3月28日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	33,395千円	10円	平成29年12月31日	平成30年3月29日

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

賞与引当金	11,420千円
一括償却資産	4,204千円
未払事業所税	532千円
未払事業税	4,196千円
退職給付引当金	63,293千円
役員退職慰労未払金	4,398千円
その他	6,142千円
繰延税金資産小計	94,185千円
評価性引当額	△4,398千円
繰延税金資産合計	89,788千円

（繰延税金負債）

固定資産圧縮積立金	2,822千円
その他有価証券評価差額金	25,824千円
繰延税金負債合計	28,647千円
繰延税金資産の純額	61,141千円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

当社は、資金計画に照らして必要な資金を銀行借入及び社債の発行により調達しております。また、資金運用については短期的な預金等安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として長期保有を目的とした上場株式であり四半期毎に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、月次で資金繰実績を作成し、流動性リスクを把握しております。

２．　金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時　価(*)	差　額
(1) 現金及び預金	777,685	777,685	－
(2) 受取手形	216,996	216,996	－
(3) 売掛金	571,085	571,085	－
(4) 電子記録債権	343,876	343,876	－
(5) 未収入金	1,079,735	1,079,735	－
(6) 投資有価証券	116,380	116,380	－
(7) 買掛金	(370,359)	(370,359)	－
(8) 短期借入金	(700,000)	(700,000)	－
(9) 長期借入金	(855,000)	(855,034)	△34
(10) 社債	(200,000)	(200,642)	△642

（注）１．(*)負債で計上されているものについては、( )で表示しております。

２．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項は以下のとおりであります。

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金、(4)電子記録債権並びに(5)未収入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

投資有価証券は上場株式であり、時価は取引所の価格によっております。

(7)買掛金及び(8)短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9)長期借入金及び(10)社債

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入及び社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

３．(9)長期借入金については、１年以内返済予定長期借入金が含まれております。

4．投資有価証券のうち、非上場株式（貸借対照表計上額19,340千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(6)投資有価証券」には含めておりません。
関係会社株式はすべて非上場株式であり、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、埼玉県内において、賃貸用の土地を所有しております。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位:千円）

貸借対照表計上額	時　価
68,299	3,244,203

（注）1．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2．時価の算定方法
主として社外の不動産鑑定士による不動産調査報告書に基づく金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

1．親会社及び法人主要株主等

（単位:千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
主要株主	新日鐵住金㈱	被所有 直接 15.2%	当社鋳鋼品の販売	鋳鋼品等の販売(注)2	735,128	売掛金	40,924
			同社原材料の購入	原材料の購入(注)2	2,758	買掛金	－

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注）1．上記の金額には消費税等が含まれております。
2．鋳鋼品等並びに原材料の取引価格は取引ごとに決定しております(取引条件は各取引先と同様です)。
3．取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般的取引条件と同様に決定しております。

（1株当たり情報に関する注記）

1．　1株当たり純資産額　　1,007円97銭
2．　1株当たり当期純利益　　365円80銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

企業結合等関係に関する注記

当社と連結子会社との合併

当社は、平成28年２月19日開催の取締役会決議に基づき、100％出資の連結子会社である株式会社新報国製鉄三重（以下、「新報国製鉄三重」といいます。）を、平成29年１月１日付で吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業内容

名称　新報国製鉄三重

事業内容　鋳造品の製造及び販売

② 企業結合日

平成29年１月１日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、新報国製鉄三重は解散いたしました。

④ 結合後企業の名称

新報国製鉄株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社は、意思決定の迅速化、組織運営の効率化により、より一層の競争力の強化を図るため新報国製鉄三重を吸収合併することといたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年９月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月16日

新 報 国 製 鉄 株 式 会 社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久　保　　隆	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯　塚　正　貴	㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、新報国製鉄株式会社の平成２９年１月１日から平成２９年１２月３１日までの第８５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成２９年１月１日から平成２９年１２月３１日までの第８５期の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成３０年２月２０日

新報国製鉄株式会社　監査等委員会

監査等委員長　森　　善　男　㊞

監査等委員　　笹　本　昌　克　㊞

監査等委員　　篠　宮　雅　明　㊞

監査等委員　　丸　茂　　隆　㊞

(注) 監査等委員笹本昌克、篠宮雅明及び丸茂隆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

中小企業である当社は、大企業とは違いどのような危機が来ても潰れない二重三重の安全装置を備えた財務基盤の確立の上に、研究開発、製造技術の向上のための投資、人材育成の投資を積極的に進め持続的成長を目指しつつ、当該事業年度の業績と次期以降の見通しを勘案し安定的に株主の皆様に報いる配当を決定していくことを基本方針としております。当期につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式　１株につき金10円

総額　33,395,360円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年３月29日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）２名選任の件

取締役成瀬正、長谷川潔の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）２名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	所有する当社株式の数	略歴、地位、担当 （重要な兼職の状況）	当社との特別の利害関係
1	成瀬（なるせ）　正（ただし） （昭和22年１月２日生）	23,200株	昭和45年４月　住友金属工業㈱入社 （現　新日鐵住金㈱） 平成10年７月　同社 本社企画部長 平成14年１月　住友特殊金属㈱入社 支配人 平成14年７月　同社 取締役 平成16年４月　㈱NEOMAX常務取締役 平成18年７月　同社 取締役専務執行役員 平成19年４月　日立金属㈱事業役員 （㈱NEOMAXと日立金属㈱合併） 平成20年３月　当社取締役副社長 平成21年８月　当社代表取締役社長（現在） 平成22年１月　山本重工業㈱取締役 （現　三重工場） 平成23年４月　㈱新報国製鉄三重 （現　三重工場） 取締役会長 平成26年１月　同社 代表取締役社長	なし
2	長谷川（はせがわ）　潔（きよし） （昭和36年12月23日生）	5,700株	昭和59年４月　当社入社 平成10年６月　当社 精機外注課長 平成14年４月　当社 エンジニアリング部長代理 平成16年１月　当社 エンジニアリング部長 平成22年１月　当社 鋳造管理部長 平成26年４月　当社 素形材部長 平成27年３月　当社 取締役（現在）	なし

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

取締役森善男、笹本昌克、篠宮雅明、丸茂隆の４氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	所有する当社株式の数	略歴、地位、担当（重要な兼職の状況）	当社との特別の利害関係
1	成島伸一（なるしま　しんいち） （昭和26年10月22日生）	6,800株	平成13年12月　㈱あさひ銀行より出向 （現 ㈱りそな銀行） 平成14年４月　当社 総務部長 平成15年３月　㈱あさひ銀行より転籍 平成16年１月　当社 営業副本部長 平成16年12月　当社 総務部長 平成29年１月　当社 社長室長（現在）	なし
2	笹本昌克（ささもと　まさかつ） （昭和45年８月２日生）	―	平成６年４月　住友金属工業㈱入社 （現 新日鐵住金㈱） 平成９年１月　㈱湊組入社 平成13年４月　同社 代表取締役副社長 平成16年４月　同社 代表取締役社長（現在） 平成26年３月　当社 監査役 平成28年３月　当社 監査等委員（現在）	なし
3	篠宮雅明（しのみや　まさあき） （昭和43年７月25日生）	―	平成５年10月　センチュリー監査法人 入所 （現 新日本有限責任監査法人） 平成８年４月　公認会計士登録 平成19年９月　篠宮公認会計士事務所 開設（現在） 平成20年４月　LEC会計大学院 特任教授 平成22年10月　同大学院 准教授 平成25年５月　税理士登録 平成27年３月　当社 監査役 平成28年３月　当社 監査等委員（現在）	なし
4	丸茂隆（まるも　たかし） （昭和40年11月６日生）	―	平成７年11月　公認会計士・税理士丸茂等事務所 入所 平成13年１月　税理士登録 平成22年３月　公認会計士・税理士丸茂等事務所 副所長（現在） 平成28年３月　当社 監査等委員（現在）	なし

（注１） 成島伸一氏は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
（注２） 笹本昌克氏は社外取締役候補者であります。
笹本昌克氏は、株式会社湊組の代表取締役社長であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般に対する監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の社外監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
（注３） 篠宮雅明氏は社外取締役候補者であります。
篠宮雅明氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かして頂くため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の社外監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
（注４） 丸茂隆氏は社外取締役候補者であります。
丸茂隆氏は税理士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かして頂くため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の社外監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
（注５） 当社は、成島伸一氏、笹本昌克氏、篠宮雅明氏、丸茂隆氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第４２７条第１項に基づく責任限定契約を締結する予定です。
当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第４２５条第１項に定める最低責任限度額となります。

第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成28年３月29日開催の第83回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を、年額１億５千万円以内（社外取締役２千万円以内）とし、監査等委員である取締役の報酬額を年額５千万円以内とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、取締役（監査等委員である取締役を除く）年額４千５百万円以内（社外取締役６百万円以内)、監査等委員である取締役年額１千５百万円以内といたします。また、各取締役への具体的な配分については、取締役（監査等委員である取締役を除く）については取締役会において決定し、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議によるものといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は２名、監査等委員である取締役は４名ですが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く）は２名、監査等委員である取締役は４名となります。

また、取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、取締役（監査等委員である取締役を除く）年１万５千株（社外取締役に対しては２千株）以内、監査等委員である取締役年５千株以内とし、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所ジャスダック市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間で以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 当該取締役は、１年間から５年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の一切の処分行為をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 当該取締役が譲渡制限期間を満了する前に当社の取締役、執行役員又は使用人をいずれも退任、退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式を無償で取得する。

(3) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、当該取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位をいずれも失った場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を無償で取得する。

(5) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を無償で取得する。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　埼玉県川越市新宿町５丁目13番地61
住宅展示場
「川越ハウジングステージ」
インフォメーションセンター



交通のご案内＝電車／JR線、東武東上線の川越駅から徒歩15分
車／関越自動車道川越ICから２km（平常時５分）